

議長（門 瀧雄）

皆さんおはようございます。

本日も定刻に参集をいただきましてありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番 小川保君・10番 志村忠昭君を指名いたします。

日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

8番 古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番 古川幸義です。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして次の質問をいたします。

初めに、今回の一般質問は、町民の皆様方の風評を取り上げた内容の一般質問とさせていただきます。

多度津町公共事業発注等についての2点の質問を行います。

1点目は、本町での地元企業優先発注についてお伺いいたします。

1つ、地元企業優先発注について。各市町においては、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等にかかわる実施方針を定め、適正な競争原理のもと、公平性を確保した上で、地元企業への優先発注及び市町内産品の優先活用を推進するのが目的であります。

そこで、多度津町において、どのような運用対象、目的、実施方針を設けているか、お伺いいたします。1つ、地元業者区分の定義とは。地元に本社または事業所を置くのが第一条件であります。本町での地域区分についてどのように定義づけされておりますか、お伺いいたします。1つ、建設工事において発注する契約について。建設工事等競争入札参加資格登録業者とは、どのように町が定め選定しているのか、また選定する機関はあるのか、お伺いいたします。

1つ、分離分割発注等により、地元企業の受注機会の拡大を図る配慮はどのようにされているのか。1つ、本町の建設工事を受注した業者が、下請業者を選定する場合は、町内業者を優先選定するよう促す行為は行っているのか。

1つ、町の建設工事を受注した業者は、建設資材等の調達する際、町内産品に

対し要請は行っているのか。1つ、平成24年度建設課発注工事実績において、発注件数19件のうち町内業者受注件数わずか5件、全体のうち26.5%であり、請負金額においては、全体1億1,586万3,300円のうち2,139万6,900円となっており、わずか18.5%であります、この状況をどのようにお考えですか、お伺いいたします。1つ、他市町村についての実績、割合はどのような実績となっているのか、あわせてお伺いいたします。1つ、多度津中学改築工事について。今回、多度津中学改築工事において、受注条件としてAランク条件枠を今年4月に改定し、「1500点」から「1000点」に下げ、県内業者また地元業者参入を考慮したと報告されましたが、受注業者に対し下請業者を選定する場合、地元業者を優先して使用する文章はどのようにされたか、お伺いいたします。また、特記仕様書を今回提出されたと議会報告にもありましたが、今回受注業者に対し、下請に関し地元業者の受注状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目の質問は、本町での民間委託事業についてお伺いいたします。

本町では、平成26年度から一般ごみ収集についての業務を民間委託するとなっておりますが、民間委託に伴う契約に際し、多度津町家庭系ごみ収集運搬民間委託実施要綱等が整備され発注されるのが当然であります、本町ではどのようになっているのでしょうか、下記の点についてお伺いいたします。1つ、ごみ収集方式について、1つ、委託の方式について、1つ、入札参加資格について、1つ、実施期間について。以上、詳細にお答え願います。

また、発注前に公平に事前説明会開催、文章等による情報発信及び情報提供はどのようになっているのか、地元業者優先を配慮しているのか、あわせてお伺いいたします。

以上、地元企業優先発注についてと民間委託事業についてをお伺いいたしますので、詳しくお答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

古川幸義議員ご質問のうち、地元企業優先発注についてお答えをしてみたいです。

古川議員ご指摘のとおり、町内企業の育成及び地域経済の活性化を図ることは、町行政として大きな務めだと考えております。従来より、町発注工事は、できるだけ町内業者に発注するようにしてまいりましたが、これからはなお一層町内業者の受注拡大のため調査検討を行い、現在の指名基準に改定をいたしました。今回の多度津中学校改築工事につきましても、受注企業には優先的に町内業者を下請人として選定するよう特記事項を付記して発注を行ったところであります。

なお、防災の観点からも、町内業者のさらなる成長を期待しているところですので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には、各担当課長より答弁をしまいたします。よろしくお願いたします。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。

古川議員ご質問の１点目、地元企業の優先発注についての１番目、地元業者区分の定義についてでございますが、本町の建設工事発注において、入札指名業者の選定については、工種や工事の施工規模にもよりますが、原則、地元本店、支店等を置く業者を優先して発注しております。現在のところ、この地域区分となる定義のものはございません。

次に、建設工事において発注する契約についての１つ目、建設工事等指名競争入札参加資格登録業者とは、隔年に提出をされる入札参加資格審査申請書に基づき、工事の種類及び設計金額等に応じ、多度津町建設工事指名競争入札参加資格基準の規定により、多度津町契約審査委員会にて選定をいたしております。

２つ目の分離分割発注等により受注機会の拡大を図るとの質問については、元来工事の内容、規模等により行ってきたところです。現在の執行体制も鑑みながら、受注機会の拡大については検討をさせていただきたいと思ひます。

３つ目の建設工事を受注した業者が下請業者を選定する場合の優遇選定を促す行為については、今回の多度津中学校改築工事について特記仕様書に記載をいたしました、今後工事請負契約約款に記載すべく準備をいたしておりますところす。

また、４つ目の資材についてでございますが、県の場合につきましては、全県対象となることから記載をいたしておりますが、我が町での資材調達についての記述は、資材業者数等の関係から、検討課題とさせていただきます。

次に、５つ目の平成24年度の建設課発注の土木工事入札工事実績における町内業者の受注割合についてでございますが、あくまで契約規則上、設計金額130万円以上での発注工種のうち、町内業者がいない舗装工事を除けば、そのうち6割程度町内業者が受注しているところす。なお、小規模工事、見積もり工事等を含みますと、受注量、受注額は8割程度になると思われます。

６つ目の近隣市町の実績割合でございますが、業者数において当町の二、三倍、受注割合は8割程度で、それも本店業者のみでありました。本町においての本店、支店等を有する業者数は20社足らずで、他市町との比較はならないと考えております。

また、次の多度津中学校改築工事に関し、地元下請の状況についてですが、冒頭で申しましたように、特記仕様書には多度津町内に本店、支店を有するもの

のうちから優先的に下請負人を選定して契約するよう努めなければならないと記載をいたしております。まだ工事が初期段階でありますので数社程度となっておりますが、今後工事の進捗に応じてふえてくるものと思われます。

以上申し上げまして、古川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

環境課長（中野 弘之）

おはようございます。

古川議員ご質問２点目、民間委託事業についてお答えいたします。

本年６月の定例会で、平成26年度からのごみ収集の民間委託の進め方についてお示ししましたとおり、現業職場とも協議してきた中、委託内容が決まりましたので、この12月定例会において、多度津町ごみ収集運搬業務委託料として9,000万円の債務負担行為を補正予算にて計上させていただいております。

まず、１点目のごみ収集方式につきましては、島嶼部以外の多度津町内の住民から各集積場に排出された可燃ごみ及び資源ごみの一部をごみ収集計画書に基づいて収集し、可燃ごみについてはクリントピア丸亀に、資源ごみについては多度津町リサイクルプラザもしくは資源ごみ請負回収業者まで搬入を委託します。また、収集車両につきましては、町が有償で貸与する２トンパッカー車２台と４トンパッカー車１台の計３台を使用して収集業務を行ってまいります。

次に、２点目の委託の方式につきましては３点目の入札参加資格についてですが、古川議員がおっしゃる実施要綱のかわりに、業務委託内容の仕様書、指名競争入札業者選定基準書を作成し、入札参加資格に該当する業者を選定した上で、多度津町契約審査委員会にて審査し、指名競争入札を行ってまいります。入札参加資格としましては、１、受託者みずからが受託業務を行うこと、２、多度津町内に本社もしくは事務所を有すること、３、多度津町内で一般廃棄物または産業廃棄物の収集運搬の許可を有し、収集運搬業務に関して２年以上の経験があること、４、多度津町に入札参加指名願を提出していること等と考えております。

４点目の実施期間につきましては、平成26年４月１日から平成29年３月31日までの３カ年の委託契約と考えております。

最後に、発注前の情報提供等につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公開に関する要綱に基づいて行ってまいりたいと考えております。また、入札参加資格のところでも申しましたとおり、多度津町内の業者を対象として入札を行ってまいるつもりでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、古川議員への答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で古川議員の一般質問に対する答弁は、町長ほか各担当課長からありま

した。古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

詳細な答弁、ありがとうございました。

再質問でございます。

まず、1点目の地元企業優先発注についての質問について、町長にお尋ねいたします。

地域の建設業の経営は依然厳しい状況にある中で、建設業が地域の雇用を確保し、災害時の緊急対応等、地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしていることから、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、一般競争入札においても町内業者の受注機会の確保に努めること等、入札契約手続においても対策を講じていくものと、他の市町では要綱の中に方針としています。本町でも方針を明記し、掲げるべきではないでしょうか。

次に、建設工事発注に対する契約についてですが、工事の工法等、特に特殊な新技術を用いない場合や単純な工事などは、施工面積が大きなこととか、公示価額が高額な場合、工法は単純であるが、資材等の占める割合が高い場合には、地元には本社、本店、事業所を有するものを参加条件とする地域要件の設定はどうでしょうか。

次に、町内業者を優先選定するような促す行為について、答弁に対してですが、大規模で技術的難易度の高い工事や町内業者の単独受注が難しいと考える工事については、町内業者の受注機会を確保し、町内業者を一構成員とした特定建設工事共同企業体による発注を採用してはいかがでしょうか。

それと、課長から答弁がありました建設協会などで共同で対応しておりますが、今現在地元業者の建設工事に参加は、町民が大いに期待しているはずですが、それはどのように考えますか。

次に、他市町に対しての実績割合について答弁いただきましたが、他市町においても、近隣市町のように受注機会の確保し、入札手続等における対策は考慮していくのでしょうか。

次に、一般ごみの収集についての業務委託について再質問いたします。

本町では、民間委託を推進し、効率的な行政を実現するためには、公共サービスの提供に競争環境を確保しなければなりません。その上で、業務実施手順や手法、運営上の留意点など、公共サービスの質の維持に欠かせない提携事項のマニュアル化をし、経営期間終了時、業務の引き継ぎを認可する必要などがありますが、どのように決めておりますか、質問いたします。

ごみ収集方式と委託方式についての答弁について再質問いたします。

ごみ収集運搬業務委託契約について、権利業務について明記されると思います。が、この業務委託についての権利業務とは、多度津町としてどのようにお考え

でしょうか。

それと、入札参加資格について、入札前に業者の能力や実績、受注後住民サービスの低下をさせない業者か調査し判断する必要がありますが、本町ではどのように考えております。

以上、再質問いたします。よろしくご答弁お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員再質問のうち、町内業者の受注確保ということについて答弁をさせていただきます。

今先ほど私の答弁の中にでもお話を申し上げましたが、町内業者というのはどうしても大事にしなければいけない、また成長を促進していかなければいけないと思っております。その中で、今さまざまな、今回の多度津中学校改築工事におきましても特記事項として付記しておりますけれども、今先ほど建設課長のほうから答弁いたしましたように、これからは、そういう特記事項じゃなくて、そういう規約の中に入れていこうと考えております。これも、今検討中であります。

それと、今町内業者の数がだんだんと減ってきております。議員の皆様ご存じのことですけれども、少し前まで公共下水道の多度津町の負債が100億円ありました。ということは、それだけ町が発注しているということです。そして、その当時は、町内業者も幾分潤っておりました。しかしその後、いろいろと民主党のときのコンクリートから人とか、さまざまな国の施策によりまして、だんだんと公共事業が減ってきております。その関係で、多度津町の建設業者の数が減少しているっていうのは、本当にすごく憂いを感じているところであります。そういう現状の中で、これからは多度津町にある業者を優先的に指名にしましても、参加をしていただこうと思っております。ただ、先ほど建設課長のほうから申し上げましたように、多度津町の中で、その種類によりまして業者がいない業種もあります。そういうところには、やはり町外業者に発注するしかないのではないかなと思っております。

今申しましたような理由で町内業者のみで発注するということを明記することに関しては、なかなか難しいところがあると思っております。また、それぞれの発注におきましても、今回の多度津中学校の発注におきましても、分離発注がいかにかというふうな意見もございましたが、今の町の財政状況を鑑みながら、今、一番ベストな方法でやっていこうと思っておりますので、どうかご理解のほど賜りたいと思っております。

環境課長（中野 弘之）

古川議員の再質問についてお答えを申し上げます。

1点目ですけど、実施要綱等を定めて行えということでございますが、今回の

業務委託につきまして進めていく中で、本年度においても委託契約を行っております丸亀市のご教授をお願いして書類を作成しております。その中で、丸亀市も実施要綱等は設けていないとのことでございますので、問題はないと考えております。

それと、指名業者の選定につきましては、先ほども申しましたように、指名競争入札業者選定基準書を設けまして、入札参加資格に該当する業者を決めまして、多度津町契約審査委員会にて審査し、指名競争入札を行っていかうと考えておりますので、ご理解賜りまして、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

古川議員さん、ありますか。

議員（古川 幸義）

まだ詳細についてはお聞きしたいところはございますが、それは委員会等でまた後ほど質問させていただきます。

最後に、要望として申し上げます。

冒頭に申し上げましたが、私たち町民は、多度津町の活性化とは、地元業者が技術的にもまさり、競争力をつけ、受注力が上がり、地元での雇用が創生され、町の税収入が上がる、そんな元気な多度津町を望んでいます。町長がマニフェストで掲げる多度津町を元気にとは、そのような方程式と答えが必要なのではないのでしょうか。ぜひ地元企業優先についてよろしくお願いいたします。

次に、民間委託事業については、今回は家庭用ごみ収集業務についてですが、民間委託業務については、より効率的な行政を行い、行財政改革を推進する上で必要なことではありますが、推進する上で、反比例して住民サービスが低下するのでは全く意味がないことでもあります。公共サービスの提供の担い手となる民間事業者に対し、公共サービスの維持、引き継ぎ業務等に欠かせない事項などマニュアル化を進めるなどをお願いいたします。

また、公契約に対しても法的拘束能力のある条例等の整備により、想定されるリスク回避を行うことが行政において必要ではないのでしょうか。このようなことも、多度津町の危機管理の一環であります。ますます充実することを要望し、8番 古川幸義の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。